# 建設業許可・経営事項審査電子申請システム

#### 令和4年10月 国土交通省 不動產·建設経済局 建設業課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





#### 【現状】

■建設業許可、経営事項審査(経営規模等評価)の申請については書類での申請のみ →申請準備、審査が申請者及び許可行政庁双方にとって過大な負担。

#### 【背景】

- ●行政手続き部会とりまとめ ~行政手続コストの削減に向けて(平成29年3月29日)
  - 〇行政手続簡素化の3原則
  - 1. 行政手続の電子化の徹底 2. 同じ情報は一度だけの原則 3. 書式・様式の統一
- ●デジタル手続法(令和元年5月31日公布) 行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)について、オンライン実施を原則化
- ●成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)
- 「建設産業において、適正な工期の確保や施工時期の平準化による働き方改革、許可等手続の電子申請化や技能者の処遇改善 を図る建設キャリアアップシステムを活用した生産性向上を通じ、建設業の担い手の確保を推進する」

●経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 「建設業許可の電子申請化など関係手続のリモート化を進める」

- ●規制改革実施計画(令和2年7月17日)
- 「経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、 申請書類の簡素化、ワンスオンリーの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する。【令和4年度中措置】」

●第14回中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するWG(令和2年9月1日開催) 建設業許可及び経営事項審査に係る手続の簡素化について、遅くとも令和4年度でのシステム運用開始を目指す。



#### 建設業許可・経営事項電子申請システムの概要





■建設業許可・経営事項審査の電子申請システムにおいては、以下の申請手続等について電子的に行える機能を令和5年1月に運用することを予定している。

※行政庁毎に運用開始時期は異なる場合がある。

建設業許可関係	許可申請 (新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新) 変更等の届出 (事業者の基本情報、経営業務管理責任者、営業所の専任技術者、 営業所の代表者等) 廃業等の届出 決算報告 許可通知書等の電子送付	令和5年1月運用開始
経営事項審査関係	経営事項審査申請(経営規模等評価、総合評定値) 再審査申請(経営規模等評価、総合評定値) 結果通知書等の電子送付	令和5年1月運用開始

🔮 国土交通省

## 機能の概要【申請者】

認証	• 「GビズID」による認証	● 申請者の主な要望等を踏まえ、左記の機能を検討
申請書類 作成	<ul> <li>各種申請書様式の画面入力による作成 (過去の申請データの引用、各種申請書類作成ソフトに て作成されたデータの取込み機能も整備)</li> <li>様式のない申請書類のアップロード</li> <li>各種チェック(各項目・関連項目のエラーチェック、申請 書類不備・不足チェック、バックヤード連携チェック)</li> <li>各種申請書類の出力</li> </ul>	申請者       建設業許可・経営事項審査         認証       電子申請システム         ●       ●
手数料 納付	<ul> <li>Pay-easyによる納付</li> <li>納付の案内</li> <li>納付状況の管理</li> </ul>	MG         補止、確認資料の追加等を連絡           登録免許税・手数料
受付状況管理	<ul> <li>・ 受付状況の管理(「作成中」「受付待」「受付:納付待」、 「審査中」、「審査済」「発行済」等)</li> <li>・ エラー内容の通知</li> <li>・ 取下げ</li> </ul>	登録免許税・手数料の支払い       していたい       していたい       単請・届出の結果を申請者に通知       自社の情報を参照
申請履歴管理	• 過去の申請情報の参照	電子的な通知書送付
連絡・通知	• 行政庁からの連絡、通知等の表示	通知書を受領
通知書出力	<ul> <li>・許可通知書、経審結果通知書等を出力</li> </ul>	閲覧 5



#### <u>システムから作成できる様式</u>

#### 〇省令様式

- 〇許可事務ガイドラインの下記様式
  - 経管経験の認定調書 各種(別紙6×3種類)
  - ·変更届出書<事業年度終了報告時> (別紙8)
- ○「経営事項審査の事務取扱について(通知)」の下記様式
  - ·工事種類別完成工事高付表(様式第1号)
  - ・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)
  - ・CPD単位を取得した技術職員名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)(様式第4号)
  - ·技能者名簿(様式第5号)

#### <u>システムから作成できない様式</u>

○許可事務ガイドラインの下記様式
・許可申請取下げ願(別紙4)
・許可拒否通知書(別紙5)
・登録免許税還付願(別紙7)
・許可取消通知書(別紙9)
・承継の書類提出依頼書(別紙10)
・承継認可申請取下げ願(別紙11、別紙14)
・承継拒否通知書(別紙12、別紙17)
・承継認可通知書(別紙13、別紙18)
・相続の書類提出依頼書(別紙15)
・承継認可申請取下げ願(別紙16)
○「経営事項審査の事務取扱について(通知)」の下記様式
・経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号)

〇許可証明書 〇都道府県独自の様式



#### ■現時点の想定

#### ●他省庁

Ĭ	<b>重携情報</b>	連携先	連携対象	連携予定時期	備考
登記事項証明書		法務省	大臣·法人	R5.1~	知事許可の連携は調整中
納税情報	法人税/所得税	国税庁	大臣·法人/個人	R5.1~	
	消費税/地方消費税	国税庁	大臣/知事·法人/個人	R5.1~	
	事業税	都道府県	知事·法人/個人	調整中	

#### ●その他機関

連携情報	連携先	連携対象	連携予定時期	備考
技術検定合格証明書	国土交通省	全て	R5.1~	
経営状況分析結果通知書	登録経営状況分析機関	全て	R5.1~	
監理技術者資格者証	(一財)建設業技術者センター	全て	R5.4~	
監理技術者講習修了証	国土交通省	全て	R5.4~	
建設業経理士登録証	(一財)建設業振興基金	全て	R5.4~	
建設業経理士CPD講習修了証	(一財)建設業振興基金	全て	R5.4~	



# (参考)申請者の認証方法~GビスIDについて~

#### 1. ユーザ認証方法:概要



申請者側:デジタル庁提供の認証サービスである「GビズID」による認証を行う。

□ 申請者側は、<u>GビズIDによる認証</u>を行う。

□ 本電子申請においては、gBizIDプライム/メンバー/エントリーの3種類のアカウントの内、gBizID プライム/メンバーのみログイン可能とする。

#### ロ申請者は法人代表者もしくは個人事業主の位置づけであるgBizIDプライムアカウントの所持が必須。

※gBizIDメンバーアカウントは、gBizIDプライムアカウントが作成し、申請可能なサービスを設定する事で申請が 可能。

※本電子申請システムにおける認証方法としては、遠隔又は対面での身元確認及び複数要素による認証として、G ビズIDを使用する。複数要素による認証が行われるのはgBizIDプライム/メンバーアカウントのため、当該アカ ウントに限り本電子申請システムを利用可能とする。





#### <アカウントIDの体系>

gBizIDプライム(法人代表者/個人事業主)及びgBizIDメンバー(従業員等)が本電子申請システムを利用可能とする。 gBizIDメンバーはgBizIDプライムの権限により作成され、gBizIDプライムと従属関係となる。

#### <gBizIDメンバーの扱い>

各プライムアカウント毎に従属するgBizIDメンバーアカウントを任意に作成し、従業員等に割り当てて申請を行わせる。 その際、従業員毎に担当する申請をサービス単位で指定する事が可能。



## 2. データ参照/更新 アカウントIDの体系



<アカウントIDの体系イメージ>





## 2. データ参照/更新 アカウントIDの体系



12

<データ参照/更新体系イメージ>





## 3. 申請者側(GビズID)の認証:GビズIDの作成方法



主な手順(詳細は参考資料参照)
①~②本電子申請システム経由または直接GビズHPへいき、ID作成を申請
③必要書類を送付
④~⑤審査→メール連絡
⑥パスワード・2要素認証設定



## 3. 申請者側(GビズID)の認証:ログインイメージ



- ① 本電子申請システムのログイン画面にアクセス
- ② GビズIDのサーバに遷移し、アカウントID(メールアドレス)・パスワードを入力
- ③2要素認証(ワンタイムパスワード又はスマートフォンアプリによる認証を行う)

④ 本電子申請システムにログイン



#### 4. 代理申請:概要



- <u>代理人・申請者ともにgBizIDプライムアカウントを利用し、gBizIDの「委任機能」を用いて代理申請を行う</u>。
- □ <u>電子申請システムにおいて、委任状を作成</u>することにより、<u>具体的な申請手続き単位での代理申請</u> <u>を行う</u>。





①GビズIDの画面にて、**申請者が代理人のアカウントID(メールアドレス)を入力**し、**委任をする対象の** サービスとして、本電子申請システムを指定して委任申請を行う。

②代理人のメールアドレスに受任承認依頼のメールが届き、代理人が承認を行う。委任関係が成立し、 GビズIDに委任関係の情報が登録される。



## 4. 代理申請 ②委任状作成



③電子申請システムにて、代理人が委任対象手続きを指定の上、委任状を作成する。



## 4. 代理申請 ③委任状作成(委任事項)·委任状承認



委任内容	申請区分	委任事項の選択候補一覧(画面表示リスト)			
申請書作成、申 請/届出、折衝/ 補正	建設業許可	建設業許可に関する一切の件	通知書の受領に関する一切の件	1.	
	変更届	建設業法第11 条の規定に基づく変更等の届出に関する一切の件			画面に表示し、
	廃業届	〇〇に係る建設業法第12条の規定に基づく廃業等の届出に関する一切の件 ※「土木工事業」、「建築工事業」等、29業種をさらに選択する。			代理人に選択 させる。
*	経営事項審査	経営事項審査申請に関する一切の件	通知書の受領に関する一切の件		

※申請書作成のみ等、個別の手続き単位での委任は不可。

④電子申請システムにて、申請者が代理人の作成した委任状について承認を行う。



## 4. 代理申請 ④委任状に基づく申請



⑤代理人は、申請者が指定した手続きに関する申請が可能となる。



## 4. 代理申請 ④委任状に基づく申請







#### <GビズIDでアカウント間の情報の引継ぎ>

法人のgBizIDプライムアカウントについては、同一法人番号内の別gBizIDプライムアカウントに情報の引継ぎを行う機能が GビズIDで用意されている。※個人事業主については、用意されていない。

#### <GビズIDで引き継がれる情報>

引き継がれる情報は、以下の通り。





#### 6. 承継 GビズID



<GビズIDの引継ぎ方法>







#### <電子申請システムでのアカウント間の情報の引継ぎ>

**法人**・・・同一法人番号内であれば相互にデータの参照/更新が行えるため、電子申請システムにおいては、承継機能は設けない。

法人	参照/更新
過去の代表者のデータ	可
合併前のデータ(法人番号が同一の場合)	可
合併前のデータ(法人番号が相違の場合)	不可
分割前のデータ(法人番号が同一の場合)	可
分割前のデータ(法人番号が相違の場合)	不可
譲渡前のデータ(法人番号が同一の場合)	可
譲渡前のデータ(法人番号が相違の場合)	不可
法人成り前の個人のデータ	不可

個人・・・個人の紐付けを行う機能がGビズIDに無いため、電子申請システムにおいて承継機能は設けない。

個人	参照/更新
相続前のデータ	不可
譲渡前のデータ	不可

※表中、不可の事項については、必要があれば、通知書ファイルやバックアップデータ、印刷物、印刷PDF等を用い 本電子申請システム外でやりとりを行う。

## 6. 承継 委任情報



#### <委任情報の承継>

承継が行われた場合、承認済の委任情報についても引継ぎが行われる。

本電子申請システムにおいては、委任状を用いた委任機能を用意する事から、承継を行った場合、申請/審査中の申請データについて、 委任状を更新する必要がある。

委任状の更新は申請者が行い、代理人側で承継が行われた場合は、電子申請システム外にて別途メール等で申請者に通知する。



## 参考:gBizIDプライムの作成方法:新規作成



【参照】https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\_Prime.pdf



## 参考:gBizIDプライムの作成方法:新規作成





## 参考:gBizIDプライムの作成方法:エントリーアカウントを所持

法人

3

5-A

Stattei.

法人推行

所在的

1885

波入条/提写



27

## 参考:gBizIDプライムの作成方法:エントリーアカウントを所持



## 参考:gBizIDプライムの作成方法:エントリーアカウントを所持



参考:gBizIDメンバーの作成方法:エントリーアカウントを所持





## 参考:gBizIDプライムの作成方法:エントリーアカウントを未所持 🎱 国土交通省



参考:gBizIDプライムの作成方法:エントリーアカウントを未所持 🎱 国土交通省

